

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年12月3日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年12月18日から平成21年1月7日まで縦覧に供する。

平成20年12月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上井幹線地区	高松市産業経済部土地改良課
舟岡池土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 柳原農道地区	”
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下鯉越池地区	”